

令和3年10月28日

青森市政記者会 様

青森市公営企業管理者
企業局長 鈴木 裕司

懲戒処分について

青森市企業局交通部は、地方公務員法第29条第1項及び青森市職員の懲戒の
手続及び効果に関する条例に基づき、下記のとおり職員を処分したので、お
知らせいたします。

記

1 事案の概要

令和3年9月19日（日）、交通部営業所職員が出勤点呼時のアルコール呼
気検査において、青森市自動車運送事業自動車乗務員服務規程第22条に定
める酒気帯びの運用基準を上回る測定結果（0.057mg/L）が出たため、
乗務を禁止したものである。

2 被処分者

交通部営業所乗務員（会計年度任用職員） 男性 60歳代

3 処分量定

戒告

4 処分日

令和3年10月28日

5 公営企業管理者企業局長コメント

別紙のとおり

【問合せ先】

青森市企業局交通部管理課
担当：課長 堀川、主幹 嘉瀬
電話：017-726-5441

青森市公営企業管理者企業局長 鈴木 裕司 コメント

この度の懲戒処分により、市民の皆様のご信頼を大きく損ねる事態となりましたことは誠に遺憾であり、心からお詫び申し上げます。

自動車乗務員サービス規程にある遵守事項「酒気を帯びて出勤しないこと」の徹底については、これまでもあらゆる機会を通じて注意、指導してきたところであります。

しかしながら、このような事態が発生したことは非常に残念であり、このことを重く受け止め、今後は、再びこのような事態が発生することのないよう、サービス規律の遵守について改めて全乗務員への指導を徹底するとともに、乗務員研修の実施を重ね酒気帯び出勤防止に努め、市民の皆様からの信頼回復に向け全力で取り組んで参ります。